

(児童福祉分野版)

保育所

【推奨評価基準】

A-4 子どもの発達・生活援助

4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

体罰や言葉による脅かしなど職員による不適切なかわりが起きないように、禁止処分の規定とともに、日常の会議や研修等、不適切な対応を防止するための具体的な取組がなされている。

解説⇒評価基準の考え方と評価のポイント

○身体的、精神的な暴力、言葉の暴力、無視や放任といった不適切な対応を防止し、排除するための仕組みについて評価します。

○就業規則等に体罰禁止が明記されるとともに、体罰等の起こりやすい状況や場面について話し合いや援助技術の獲得に向けての研修の実施など、具体の取組に着目します。

チェック項目例⇒評価の着眼点

- ☐ 「就業規則」等の規定に体罰の禁止を明記している。
- ☐ 体罰や暴言、威嚇等起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。
- ☐ 特記事項：